◎新潟県告示第1053号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第１項の規定により、次のとおり処分した。

平成25年８月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　処分をした年月日

平成25年７月25日

２　処分をした建築士事務所の名称及び所在地

ジーエー都市設計大杉太三郎

南魚沼市五箇819－１

３　開設者の氏名

阿部義一

４　一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

一級建築士事務所

５　登録番号

（ロ）第4230号

６　処分の内容

登録の取消し

７　処分の原因となった事実

建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項に定められた期間を過ぎても建築士法第24条第２項に規定する管理建築士を設置していなかった。

１　処分をした年月日

平成25年７月25日

２　処分をした建築士事務所の名称及び所在地

水上建築

長岡市寺泊町大字有信92

３　開設者の氏名

阿部浩

４　一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

二級建築士事務所

５　登録番号

（ホ）第6655号

６　処分の内容

登録の取消し

７　処分の原因となった事実

建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項に定められた期間を過ぎても建築士法第24条第２項に規定する管理建築士を設置していなかった。

１　処分をした年月日

平成25年７月25日

２　処分をした建築士事務所の名称及び所在地

やま江住宅建設設計事務所

上越市仲町６－２－24

３　開設者の名称及び代表者

やま江住宅建設株式会社

代表取締役　江嶋裕右

４　一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

二級建築士事務所
5　登録番号
（イ）第9312号
6　処分の内容
登録の取消し
7　処分の原因となった事実
建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項に定められた期間を過ぎても建築士法第24条第２項に規定する管理建築士を設置していなかった。

1　処分をした年月日
平成25年７月25日
2　処分をした建築士事務所の名称及び所在地
有限会社はせ川ウインド工芸
新潟市中央区出来島２丁目７－４
3　開設者の名称及び代表者の氏名
有限会社はせ川ウインド工芸
代表取締役　長谷川武史
4　一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
二級建築士事務所
5　登録番号
（イ）第9359号
6　処分の内容
登録の取消し
7　処分の原因となった事実
建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項に定められた期間を過ぎても建築士法第24条第２項に規定する管理建築士を設置していなかった。